

○航空法（抜粋）

第30条 国土交通大臣は、航空従事者が左の各号の一に該当するときは、その技能証明を取り消し、又は一年以内の期間を定めて航空業務の停止を命ずることができる。

- 一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反したとき。
- 二 航空従事者としての職務を行うに当り、非行又は重大な過失があつたとき。

第73条の3 航空機内にある者は、当該航空機の安全を害し、当該航空機内にあるその者以外の者若しくは財産に危害を及ぼし、当該航空機内の秩序を乱し、又は当該航空機内の規律に違反する行為（以下「安全阻害行為等」という。）をしてはならない。

○航空機の運航の安全に支障を及ぼすおそれのある電子機器等を定める告示
（平成19年国土交通省告示第1120号）

常時作動させてはならない電子機器・・・（略）

離着陸時のみ作動させてはならない電子機器

（1）～（8）・・・（略）

（9）ビデオカメラ

（10）～（11）・・・（略）

（12）デジタルカメラ

（13）～（21）・・・（略）